

朝霞市教職員事故を受けた再発防止策の検討報告書

令和6年2月

朝霞市教育委員会

目 次

報告書.....	3
1 はじめに.....	3
2 検証の方法.....	4
3 当該教諭の行き過ぎた指導に対する相談事案.....	5
3-1 相談事案の確認と本報告書の記載について.....	5
3-2 当該教諭の在職履歴と役職（平成25年～現在）.....	5
3-3 当該教諭の行き過ぎた指導に対する相談事案と教育委員会及び学校の対応.....	6
4 当該教諭逮捕後の教育委員会及び学校の対応.....	9
4-1 警察公表の逮捕事件の概要.....	9
4-2 当該教諭逮捕後の教育委員会及び学校の対応.....	10
4-3 当該教諭逮捕後の生徒及び保護者への対応.....	11
4-4 当該教諭逮捕後の教職員への研修等.....	12
4-5 その他.....	13
5 現在の体制.....	14
5-1 相談体制.....	14
5-2 研修等の体制.....	15
6 聴き取り結果等からみるリスク事例と問題点.....	16
6-1 聴き取り結果等からみるリスク事例.....	16
6-2 不祥事発生のリスク要素.....	28
7 再発防止策.....	30
7-1 研修等の強化、徹底.....	30
7-2 相談体制の再整備、外部連携.....	33
7-3 その他.....	35
8 添付資料、参考文献等.....	37

本報告書の記載内容について

- ・本報告書は教職員による重大な事件が二度と起こることのないように、再発防止策を講じることを目的としております。
- ・当該事件は刑事事件であり警察で捜査中であることから、当該事件について検証するものではありません。
- ・再発防止策を講じるにあたりまして、当該教諭の行き過ぎた指導に対する相談事案への教育委員会及び学校の対応を把握し、そこに潜むリスクを洗い出すことが重要と考えております。
したがって、教育委員会としましては詳細に事実確認を行った上で再発防止に向けた検証を行い、本報告書としてまとめております。
また、本報告書は児童生徒の安心安全な学校活動を再構築するために、再発防止策を講じることを目的としていることから、当該教諭に対する相談事案の具体的な内容と教育委員会及び学校の対応につきましては、個人が特定されることのない形で報告書としてまとめております。

報告書

1 はじめに

令和5年10月16日（月）に朝霞市内中学校勤務の教諭が逮捕された事件は、（以下、「事件」という。）本来、信頼しうる存在である教職員が起こした重大かつ卑劣な行為であり、被害にあった子供の心に消すことのできない深い傷を負わせたことは、断じて許されるものではありません。今回の事件は、児童生徒、保護者はもとより、地域の皆様の本市教育に対する信頼を著しく失ってしまうこととして、教育委員会としても重く受け止めています。

教育の根幹は、「信頼」であり、教職員による不祥事は、その信頼を根底から崩すものであります。学校という場は、児童生徒の学習面のみならず生活面、社会面など様々な分野について学び、自分を成長させる場であり、その児童生徒の人格形成においても、とても重要な場でもあります。そして、その土台となるのが、学校が安心して学べる環境であり、保護者や地域の皆様から信頼される存在であることだと考えております。

この報告書は、児童生徒の教育に関わる全ての人が、その使命と責任を深く自覚し、教職員の不祥事を未然に防止することを目的として、「朝霞市の内部統制に関する基本方針」に基づき、作成したものです。当該教諭が起こした重大な事件に至ってしまった背景を把握した上で、そこからみえるリスク事例とその問題点を整理し、再発防止策を講じることを目的としてまとめました。

教育委員会としては、今回の事件を重く受け止め、この事件がなぜ起こってしまったのか、事件後の対応だけでなく、これまでの対応も含めて、しっかりと検証する中で、本市として二度と教職員による不祥事を起こさないための再発防止と、児童生徒が心から安心して通い、のびのびと学ぶことができる学校環境の再構築に向けて、取り組んでまいります。そして、不退転の覚悟で、本市教育の信頼回復に全力を尽くしてまいります。

朝霞市教育委員会

2 検証の方法

(初期対応)

当該事件は、児童生徒にとって本来信頼しうる存在である教職員が起こした重大な事件であることから、当該事件発覚直後から児童生徒一人一人に寄り添い、心のケアを最優先で行うとともに、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる学校の再整備に向けて、部活動の活動内容に規制を加えるなど、出来るところから対応を行っているところです。

(内部検証体制の整備)

初期対応を継続するとともに、真に児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことが出来るようになるためには、教職員等による不祥事を未然に防止するための対策を講じる必要が急務であることから、朝霞市教育委員会としましては、令和5年12月28日(木)教育委員会内に内部検証体制を整備しました。

(検証体制：学校教育部長、教育総務課長、教育管理課長、教育指導課長)

(検証の方法)

再発防止策を講じるにあたりまして、まず、当該教諭が部活動も含めた学校活動においてどのような立場や環境にあり、周囲からはどのように見えていたのか、また、当該教諭に関する過去の相談事例や相談が寄せられた場合の組織対応などについて、学校関係者から聴き取りを行うとともに、過去の相談事案及び逮捕後の教育委員会及び学校の体制についても内部で把握しました。

その上で、そこに潜むリスク事例から浮かび上がる問題点を抽出し、リスクを取り除くための再発防止策について検証を行いました。

(検証の流れ)

1. 事実確認等
 - ・学校関係者への聴き取り
 - ・当該教諭の行き過ぎた指導に対する相談とその対応の把握
 - ・当該事件の概要と教育委員会及び学校の対応の把握
2. リスク事例とその分析
3. 再発防止策の検証

(聴き取り概要)

日 程：令和6年1月9日(火)～1月17日(水)

対象者：当該教諭の所属していた学校長、教頭、
関係教諭(副顧問等)
教育委員会内で対応した職員

内 容：当該教諭の印象(学級活動、部活動)
生徒、保護者からの相談事例と対応
事件を受けて課題と課題に対する対応策 など

3 当該教諭の行き過ぎた指導に対する相談事案

3-1 相談事案の確認と本報告書の記載について

当該教諭の行き過ぎた指導に対しましては、これまでに生徒及び保護者等から教育委員会や学校に対して複数の相談が寄せられておりました。

再発防止策を講じるにあたりまして、逮捕後の対応だけではなく、これまでの当該教諭の行き過ぎた指導に対する相談事案とその事案に対する教育委員会及び学校の対応についてしっかりと把握し、そこに潜むリスクと問題点を拾い上げ分析することが重要と考えております。

したがいまして、行き過ぎた指導に対する相談事案の内容とその対応について、相談時の記録や相談事案の対応にあたった教育委員会、学校管理職、関係教職員からの聴き取り等により詳細に確認した上で再発防止に向けた検証を行いました。

なお、本報告書は児童生徒の安心安全な学校活動の場を再構築するために、再発防止策を講じることを目的としていることから、本報告書におきましては、相談者及びその関係者に配慮し、相談内容等の具体的な内容や教育委員会及び学校の対応の詳細については記載を控えております。

3-2 当該教諭の在職履歴と役職（平成25年～現在）

- ・平成25年度～令和4年度 A中学校（10年間）
- ・令和5年度 B中学校

年度	在籍校	役職
平成25年度	A中学校	担任
平成26年度		担任
平成27年度		担任
平成28年度		担任
平成29年度		学年主任
平成30年度		学年主任
令和元年度		学年主任
令和2年度		学年主任
令和3年度		学年主任
令和4年度		学年主任
令和5年度	B中学校	担任

3-3 当該教諭の行き過ぎた指導に対する相談事案と教育委員会及び学校の対応

・3-3-1 教育委員会の対応

相談事案 ①

- (1) 相談者 生徒A（卒業生）（以下、「A」という。）及びAの保護者
- (2) 相談内容 相談を受けた市議会議員が教育委員会を訪問
在学中に受けた当該教諭の行き過ぎた指導や、進学先の学校で不登校となったことなどについて相談を受けた。
- (3) 教育委員会の主な対応
- A及びAの保護者から行き過ぎた指導の具体的内容やAがどんな思いでいるかなど出来る限り相談者に寄り添えるように努めながら、回数を重ねてお話を伺った。その後、当該教諭に数回にわたり聴き取りを行い、行き過ぎた指導について当該教諭に強く指導を行った。
 - 当該教諭は行き過ぎた指導に対して反省し、Aに謝罪させていただきたい旨の申し入れを行い、A及びAの保護者に謝罪を行った。
ご納得をいただくことは出来なかった。
 - 埼玉県教育委員会と協議をした上で、服務監督権者として指導措置を行った。

相談事案 ②

- (1) 相談者 生徒B（以下、「B」という。）
- (2) 相談内容 Bの保護者から相談を受けた市議会議員が教育委員会を訪問。
Bは当該教諭の行き過ぎた指導やBの思いなどについて担任に相談している。教育委員会及び学校の対応状況を聞きたい。
- (3) 教育委員会の主な対応
- 学校長、教頭がBの保護者から行き過ぎた指導の具体的内容、Bがどんな思いを抱えているか、相談内容が学校内に共有されていないこと、指導が改善された状態で部活動を継続したいことなどについてお話を伺った。
 - 当該教諭に数回にわたり聴き取りを行い、校長からBの保護者に主に次の内容をお伝えした。
 - ・当該教諭は、あせりからBや他の部員に行き過ぎた指導になってしまったことを反省しており、謝罪させていただきたいこと、また、指導方法を改善した上で、今後も指導を継続させていただきたい申出があった。
 - ・校長が部活動ミーティングで当該教諭と面談した内容を説明すること。

- 学校長の判断において、当該教諭を部活動の指導から外すこととした。その後、生徒及び保護者の一部から当該教諭の部活動の指導再開を求める声があった。
- 部活動ミーティングで学校長が当該教諭の申出内容について説明を行った。当該教諭が部活動の指導を続けることに一定のご理解をいただけたと感じたことから、指導に戻すこととした。
- B保護者へは、Bの状況についてお話をお伺いするとともに、対応状況についてご報告させていただいた。
- Bが部活動を継続する中で、学校管理職として見守った。

相談事案 ③

(1) 事案の概要

- 当該教諭は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、埼玉県の高緊急事態宣言下において、部活動での制限があったにもかかわらず、県外への泊を伴う練習を計画し実施した。

(2) 教育委員会の主な対応

- コロナ禍の中で合宿を実施したことについて教育委員会に情報提供があった。これを受け、校長から聴き取りを行い実施の事実を確認したことから教育委員会から管理監督責任のある学校長に厳しく指導を行った。

相談事案 ④

- (1) 相談者 県内教育相談関係機関から以下の内容について情報提供
生徒C（以下、「C」という。）※匿名

(2) 相談内容 ※以下、Cが県内教育相談関係機関に相談した内容

- 部活動における悩み（厳しい指導、部員同士の人間関係）などを、顧問にも相談したが力になってもらえないと感じている。
- 部活動は全国大会に行くほどレベルが高かったが、行き過ぎた指導があった。

(3) 教育委員会の主な対応

- 県教育相談機関からは、匿名相談であることから相談者や相談内容の扱いに留意するよう指示を受けた。
- 教育委員会は当該校に匿名相談であることを伝えた上で、このような悩みを抱えた部員がいる可能性を認識し、状況について確認するとともに慎重な見守りを指示した。

・3-3-2 学校の対応

相談事案 ①

(1) 相談者 保護者（匿名）

(2) 相談内容 行き過ぎた指導について

(3) 学校の主な対応

○学校長が周囲の教職員に聴き取りし、行き過ぎた指導が確認できたことから、学校管理職が当該教諭に確認を行った。

○当該教諭は、素直に認め、指導経験がなく行き過ぎてしまった。レベルを保つためにあせりがあった。など原因を自ら分析し、反省するとともに、今後は、生徒に寄り添った指導を行うこと、部活動顧問を続けさせてほしい、との申し出があった。

○学校管理職としては、誰よりもまず、生徒、そして保護者に謝罪することを指導し、緊急保護者会を開催した。謝罪と指導方法の改善をお伝えし、生徒や保護者からも一定のご理解をいただけたと感じた。

○その後、学校長等による部活動の見守りの中では、行き過ぎた指導はなかったと認識している。

ただし、大会前などは指導が強くなる時期はあった。しかしながら、大きな結果が得られた生徒は達成感を感じているように見えていたことから、その後も引き続き、学校管理職として当該教諭の指導が行き過ぎた指導にならないように定期的に見守りを行った。

4 当該教諭逮捕後の教育委員会及び学校の対応

4-1 警察公表の逮捕事件の概要

○事案 1

日 時 令和元年 9 月 6 日（金）午後 10 時頃～午後 10 時 50 分頃
場 所 県外宿泊施設（関東圏）の貸し切り風呂内
概 要 学校行事で、県外宿泊施設に宿泊し入浴した際、生徒に対し体の一部を触るなどのわいせつ行為をしたという疑いがもたれている。
当該教諭は、生徒と 2 人で入浴したことは認めているが、わいせつ行為については認めていない。

○事案 2

日 時 令和 5 年 9 月 11 日（月）午後 7 時 30 分頃
令和 5 年 9 月 12 日（火）午後 7 時 30 分頃
場 所 県外宿泊施設（関西圏）の男性用大浴場の脱衣場内
概 要 学校行事のために生徒を引率した宿泊先の男性用大浴場の脱衣場において、生徒複数名の盗撮をした。

4-2 当該教諭逮捕後の教育委員会及び学校の対応

○令和5年10月16日(月) 午前8時過ぎ

- ・当該教諭の家族から、現在の勤務校(以下、「B中学校」という)の校長に「当該教諭が強制わいせつの疑いで任意同行を求められた」旨の連絡が入る。

○令和5年10月16日(月) 午前8時45分

- ・B中学校長より朝霞市教育委員会教育管理課に報告が入る。

○令和5年10月16日(月) 午後1時05分・午後1時40分

- ・警察より、教育管理課に逮捕の報告とともに、報道発表する内容について連絡が入る。その際、「被害者保護の観点から、勤務校について広報しないこと」等が伝えられる。

○令和5年10月16日(月) 午後6時

- ・教育長のコメントを発出する。

○令和5年10月17日(火) 午前8時30分

- ・B中学校及び前勤務校(以下、「A中学校」という)に、指導主事や各校の教職員が生徒登校時の安全の見守りを行うとともに、生徒の心に少しでも寄り添えるように本市の教育相談員を派遣する。
- ・それぞれの学校において臨時の全校朝会を行う。

○令和5年10月17日(火) 午後6時

- ・B中学校において臨時の保護者会を行う。

○令和5年10月18日(水) 午後6時

- ・A中学校において臨時の保護者会を行う。

○令和5年10月23日(月) 午後2時

- ・朝霞市議会全員協議会において報告を行う。

○令和5年11月21日(火) 午前11時頃

- ・B中学校長より教育管理課に入電。
- ・警察から、本日の午前中に当該教諭が再逮捕(公表)され、その後、報道各社に広報される見込みであるとの報告を受けた。

○令和5年11月22日(水) 午後6時から午後7時10分頃

- ・B中学校において臨時の保護者会を行う。

○令和5年12月26日(火) 午前

- ・県教育委員会による起訴休職の人事異動通知書が当該教諭に手交され、併せて、事情聴取が行われる。

4-3 当該教諭逮捕後の生徒及び保護者への対応

○生徒及び保護者への対応

当該教諭逮捕翌日の令和5年10月17日(火)に、A中学校には臨床心理士と公認心理師の資格を有する教育相談員を、B中学校には元校長で公認心理師の資格を有する教育相談員を派遣し、まずは各中学校の教職員と連携して、生徒の心のケアに努めた。

また同日、A中学校には教職員体制のバックアップ及び電話等の問い合わせ対応のために教育指導課指導主事を1名派遣した。

【A中学校】

令和5年10月17日(火)から24日(火)までの6日間、教育相談員を派遣。その間生徒6人からの相談を受け、心のケアに努めた。

【B中学校】

令和5年10月17日(火)から27日(金)までの9日間、教育相談員を派遣。その間生徒23人、保護者1人、教職員4人からの相談を受け、心のケアに努めた。

また、朝霞市いじめ防止月間(10月・11月)に実施予定であった「心と生活アンケート」を当初の予定から前倒しをして19日(木)に全校で実施。さらに、当該教諭が顧問をしていた部活動生徒20人に対して、教育相談員と副顧問教諭で19日(木)・20日(金)に個別面談を実施。当該教諭が担任を務めていたクラスの全生徒に対して、教育相談員とさわやか相談員、スクールカウンセラーで23日(月)から27日(金)に個別面談を実施。

4-4 当該教諭逮捕後の教職員への研修等

○令和5年10月26日（木）

臨時校長会議を実施し、概要を報告した後、生徒の心のケアに努めること、再発防止を進めることとともに、学校が関わる宿泊行事についても、しっかりと基準の中で実施していくことを指導した。

○令和5年11月6日（月）

校長会議（教頭はオンラインにて視聴）において、改めて「教職員によるわいせつ事故防止」に向け、校内指導体制の見直し、校内の死角となる場所等の点検や改善、あらゆる機会を活用した教職員の状況の把握、不祥事を起こさせない職場づくりに向けた研修を実施した。

○令和5年12月1日（金）

校長会議（教頭はオンラインにて視聴）において、今回の事案が学校の中で中核を担う職員、周囲から一目置かれた職員であることに言及し、本当の意味で風通しの良い職場を作る必要があること、個人所有のスマートフォンの適切な取扱い、今回の事案を全校全教職員が自分事として捉えなくてはならないこと等を指導した。

○令和5年12月28日（木）

臨時中学校長会議を実施。適切な休養日の確保や合宿の禁止等、部活動ガイドラインの厳守について指導した。

○令和6年1月5日（金）

臨時的任用教職員研修会を実施。

体罰について、独りよがりの指導となっていないか、クレームが聞こえてきていないから良しとしていないか。また、わいせつについても、児童生徒性暴力防止法の成立と施行により、不適切な発言やメッセージの送信だけであつても悪質なセクハラであり、懲戒の対象となることを指導した。

○令和6年1月10日（水）

校長会議に埼玉県教育局南部教育事務所長を招請し、直接「教職員事故の根絶に向けて」との演題で、再発防止に向け、「危機管理意識の向上」「研修の工夫」の指導を受けた。（教頭はオンラインで視聴）

○令和6年1月10日（水）・1月11日（木）

校長会議、教頭会議において、改めて、児童生徒性暴力防止法の成立と施行により、不適切な発言やメッセージの送信だけであつても悪質なセクハラであり、懲戒の対象となることを確認し、個人所有のスマートフォンの取り扱いや行事の中での写真撮影等について指導した。

4-5 その他

○朝霞市立中学校における部活動の方針の一部改正

当該教諭が部活動において、行き過ぎた指導があったことや、当該事件が部活動に関連した宿泊中に発生していることを踏まえ、「朝霞市立中学校における部活動の方針」を改正した。併せて令和6年1月の校長会議及び教頭会議において、改正の内容とともに部活動の活動時間や活動日数等を遵守することについても徹底するよう指示をした。

○改正概要

趣 旨：部活動の趣旨が「生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであること」を踏まえ、部活動に係る泊を伴う（合宿）活動を原則として行わないこととした。

改正点：①部活動に係る泊を伴う校外活動（合宿）について

- ・原則として行わない。
- ・保護者等主催のものであっても原則として行わない。
- ・外部団体の実施する合宿等に参加する場合には学校が把握できるよう報告する。

②生徒の大会参加について

- ・開催場所が遠方のため、宿泊を必要とする県大会または同等以上の大会については、適正な手続き・申請を行うこと。
なお、開催地での練習等の目的で開催日の前々日に現地入りするなどは認めない。

5 現在の体制

5-1 相談体制

・児童生徒及び保護者

児童生徒及び保護者が当該事件やその他にも悩み事などの相談先を知り、声をあげることにつながるよう、改めて相談先をまとめたリーフレット「(タイトル) ひとりで悩まず、相談してください」(※8 参考資料に添付)を作成し、中学校には11月21日(火)に、小学校には11月27日(月)に配付した。

相談先には市教育委員会所管の相談機関だけではなく、市こども未来課所管の家庭児童相談室や埼玉県性暴力等犯罪被害専用相談電話のアイリスホットラインなど、教育委員会・学校以外の相談窓口も提示することで、生徒及び保護者により気兼ねなく相談できる窓口の周知を行った。

また、体罰調査(令和6年1月からは性暴力を含む)を年度当初と1月に行い、掌握と対応に努めている。

・職員(職員間)

いわゆるハラスメントに起因する様々な問題が生じた場合、適切に対応するため、各学校に相談員を置くことや相談員からなる委員会を置くことを定め、苦情相談を常時行える体制にしている。

また、教育委員会事務局内に総括相談員・相談員を置き、各校の相談員が相談しやすい仕組みを整えている。

・職員(対児童生徒等)

各学校では教頭を長とした倫理確立委員会を自主的に設置し、教職員が不祥事を排し、誇りを胸に職務を全うするため、会議・研修を行っている。

また、体罰調査(令和6年1月からは性暴力を含む)を年度当初と1月に行い、掌握と対応に努めている。

5-2 研修等の体制

○児童・生徒

児童生徒の発達段階に応じた、「生命を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育「生命（いのち）の安全教育」の実施を令和6年1月10日の校長会議にて市内全小中学校で実施するよう指示をした。

「生命（いのち）の安全教育」

生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指すもの。令和2年6月、政府の「性犯罪・性暴力対策強化の方針」の決定を受けて、全国の学校で推進されるもの。

○教職員

○毎月の校長会議、教頭会議

県教育委員会から発出される事故防止、不祥事根絶の通知等について伝達するとともに、県内外の不祥事事例、事故事例等を具体的に示すことにより、実効性が高まるよう努めている。

○学校訪問

教育管理課、教育指導課において学校訪問を行っている。

教育管理課の訪問については、主に管理職や事務職員を対象に、諸表簿や施設・設備の適切な管理、教職員事故防止、勤務時間管理等に焦点を当て、実施している。

また、教育指導課の訪問については、全教職員を対象に、教職員の指導力向上に資する指導・助言とともに、教職員事故の撲滅を指導している。

○臨時的任用教職員研修会

年度当初と冬休み中に本市教育委員会主催で行っている。年度当初は指導技術の向上を中心に、事故防止の指導を併せて実施している。冬休み中については、事故防止や働き方改革に焦点を絞って指導している。

○事故防止強化運動

県教育委員会と連携し、年度末・年度当初や秋等に実施している。直近では令和5年10月1日～11月30日までを「秋の教職員事故防止強化運動期間」として取り組んだ。

6 聴き取り結果等からみるリスク事例と問題点

6-1 聴き取り結果等からみるリスク事例

学校管理職（学校長、教頭）、学校関係者（部活動副顧問など）、教育委員会で対応した職員など様々な視点で、当該教諭の印象などについての聴き取り結果、及び、これまでの当該教諭の行き過ぎた指導に対する相談への対応などから、リスク事例を洗い出し、そこから浮かび上がる問題点を抽出し、再発防止へのポイントについて分析した。

※リスク事例は、再発防止策を講じることを目的としており、聴き取り内容の適否を検証するものではなく、聴き取りの結果及び当該事件やこれまでの相談に対する教育委員会及び学校の対応、現在の組織体制などを総合的に勘案し、教育委員会としてリスクと考えられる事例、それらの事例から想定しうる問題点をあげ、検証したものです。

リスク事例 ①	
事例	高い評価
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校活動及び部活動ともに高い指導力と推進力があり、結果も伴っていることから信頼できると誰もが感じていた。 ・周囲から結果に対する評価と今後も結果を期待する声が大きく、全国的にも高い評価を受けていた。
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・指導力の高さに加え結果が伴っていることから、<u>優秀で信頼できる人物というバイアスが働いており、当該教諭の言動が認められやすい環境</u>にあった。 ・周囲（市内外、学校関係者、保護者など）から<u>高く評価されていることを自身も認識していたと思われる。</u> また、自分の貢献度は高く、<u>結果を出すためには長時間の練習や厳しい指導の必要性が高い</u>という、部活動の本来の意義を超えて<u>勝利至上主義</u>の考えになっていた可能性が高い。



【再発防止のポイント】
<input type="checkbox"/> バイアスを排除する。 <input type="checkbox"/> 結果だけを評価しない。 <input type="checkbox"/> 部活動本来の意義を正しく理解し、周知徹底する。

リスク事例 ②	
事例	カリスマ化
内容	当該教諭を「カリスマ」や「神」と呼び特別視していた。
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高い指導力や推進力に加えて結果も伴っていることから、「カリスマ」や「神」と表現されるなど周囲から特別視されていたことは、誰もが認識しているところであり、そのこと自体が問題と考えているわけではない。 <u>しかしながら、特別視されていることがバイアスとなって、高い評価を受けた人物の言動について、正しいだろう、間違っただけをすることはできない、という心理が働きやすくなり、チェック機能が低くなる危険性について認識が十分とは言えなかった。</u> ・ 特別視されている教職員に対して、<u>常に中立公平な視点や客観的な視点を取り入れ、人ではなく起こった事案だけで判断するという認識が十分とは言えなかった。</u> ・ 当該教諭の<u>指導方法等に疑問や危機感を持った教職員などがいたとしても、学校管理職等には声をあげにくいケースも考えられる。</u> <u>学校外の相談窓口の整備や匿名のアンケートなど、声を拾い上げる仕組みが十分でなかった可能性がある。</u>



【再発防止のポイント】
<input type="checkbox"/> バイアスを排除する。 <input type="checkbox"/> 特別視されている場合の危険性を認識する。 <input type="checkbox"/> 相談があげにくい事案に対して学校以外の相談体制との連携を図る。

リスク事例 ③	
事例	過度なプレッシャー
内容	当該教諭が結果を出し続けることに過度なプレッシャーを感じていることは、周囲も気づいていた。
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・実績をあげることにやりがいを感じている一方、勝ち続けること、周囲の期待に応えることに対する過度のプレッシャーが原因と思われる症状が当該教諭には表れていた時期もあり、複数の教職員がそのことに気づいていた。 <p>当該教諭自身はもとより、<u>周囲の関係者は過度なプレッシャーを感じることによるリスク（判断力や自制心の低下の可能性など）に対する知識を深め、対応の判断に悩む場合は専門家の見解を伺うなどの観点をもつことも必要であった。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、未経験者が入部してくるなかで、高度なレベルに引き上げ結果をださなければいけないというようなことを周囲に漏らしており、部活動の本来の意義以上に結果に焦点があたっていたと推察される。 <p><u>学校管理職等は、部活動本来の意義についての周知徹底が十分ではなかった。</u></p>



【再発防止のポイント】
<input type="checkbox"/> 過度のプレッシャーに対するリスクや対応についての知識を深める。 <input type="checkbox"/> 部活動本来の意義を正しく理解し、周知徹底する。

リスク事例 ④	
事例	厳しい指導
内容	<p>厳しい指導について相談が寄せられていた</p> <p>※一概に厳しい指導をすべてリスクにつなげて考えることは困難なことから、ここでは「厳しい指導」と「行き過ぎた指導」に分けて記述する。</p>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒自身は前向きな気持ちから厳しい指導についていきたいと考えて部活動に取り組んでいると考えられること、また、その姿勢を見守る学校関係者や保護者たちが生徒たちを応援したいという思いについても、こうした活動の中で得られる経験なども教育につながる側面もあり、一概に否定することは出来ない。 しかしながら、<u>部活動は本来、生徒自らが主体的、対話的で深い学びを得る場であるという認識が低くなっていた可能性がある。</u> ・<u>教員と児童生徒の間は指導する者とされる者、あるいは評価する者とされる者という権力の上下関係がある中での厳しい指導は、支配関係を生み出してしまう可能性があること、その関係が継続した場合に、逆らえない、従順にならざるを得ない、疑問に思わない、などの感覚を生み出してしまう危険性に当該教諭自身はもちろんのこと学校管理職や周囲の教職員も気づき、「行き過ぎた指導」に向かってしまう前に、抜本的な対策を講じることができなかった。</u> ・<u>厳しい指導を行い結果がでた成功体験があること、また、中学校の部活動においては初心者で入部する生徒が多く、短い期間で技術を向上させ結果に結びつけるためには、厳しい指導が必要であると当該教諭は自身の行動を正当化してしまっていた可能性がある。</u>



【再発防止のポイント】
<ul style="list-style-type: none"> □部活動本来の意義を正しく理解し、周知徹底する。 □教員と児童生徒の間には、権力の上下関係があることを認識する。 □「厳しい指導」が「行き過ぎた指導」に向かう可能性を認識し、早期の対策を行う。

リスク事例 ⑤	
事例	行き過ぎた指導について
内容	<p>行き過ぎた指導について保護者から相談が寄せられていた。</p> <p>※行き過ぎた指導と考えられ得る例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声で怒鳴る、物を叩く・投げる等の威圧的・感情的な言動で指導する。 ・ 部活動ガイドラインを超えて長時間、早朝夜間の練習を行う。
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行き過ぎた指導について、教育委員会や学校に相談が寄せられており、教育委員会として最大限の処分を行っていた。しかしながら、<u>教育委員会として相談者からの声にならなかった本当の思い、事案のすべてを聞き取ることができなかった。</u> ・ <u>様々な思いを抱えていた相談者が教育委員会以外に声をあげる場所の整備が十分でなかった。</u> ・ 学校に相談が寄せられた際には、学校長が当該教諭に事実関係を確認のうえ、当該教諭に強く指導を行ってきた。学校長からの指導を受けて、当該教諭自身も保護者会を開き、反省と謝罪そして指導法の改善策を示すなど保護者等の理解を得ることができるように努めていたこと、また、<u>当該教諭に部活動の指導継続を求める保護者や生徒からの要望も大きかったことから、学校管理職もその後の改善に期待し、部活動の顧問を継続することを認めていた。</u> ・ その後も大会が近くなると行き過ぎた指導が行われることもあり、その都度、学校長から強く指導は行っていたが、関係者全体に<u>結果を出すためには大会前は仕方がないという感覚</u>が生まれていた可能性が高い。



【再発防止のポイント】
<ul style="list-style-type: none"> □部活動本来の意義を正しく理解し、周知徹底する。 □組織内の監督・牽制機能を高める。 □複数の相談窓口の設置など相談しやすい体制を整備する。

リスク事例 ⑥	
事例	退部者の増加
内容	当初は、厳しいながらも生徒が部活動をやめないような指導をしていたが、徐々に、やめる生徒は追わないなど対応に変化があった。それに伴い、やめる生徒が多くなっていった。
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・当該教諭の指導が厳しいということは、入部前に保護者から「ついていけるか心配」などの相談があるなど、学校内外を問わず知られていた。 その上で、<u>熱意と希望を抱いて入部したであろう生徒の退部が増加している状況自体を問題視する声は聞かれなかった。</u> ・徐々に、やめる部員へのフォローを行わないなど対応に変化が見られたことから、<u>自分の指導方針についてくることができる生徒のみに目が向いてしまったのではないかと想像する。</u> ・厳しい指導で悩んでいる生徒に寄り添っている教諭はいたが、当該教諭が高く評価されていること、結果を残していること、専門性の高い分野であったなどことから、周囲の教諭からも<u>指導方法等について意見を言いにくい状況となっていた。</u>



【再発防止のポイント】
<input type="checkbox"/> 退部者の増加など、気になる変化に早期に気づく、疑問に思うなど学校管理職、教職員は気づきの感度を高める。 <input type="checkbox"/> 匿名のアンケートなどを、こまめに行い生徒の声を拾い上げる体制を整備する。

リスク事例 ⑦	
事例	職員間の上下関係（部活動顧問の配置）
内容	大人数の部活であることから、当該教諭の他に2名の副顧問を配置していたが、適切な活動を見守る複数の目が十分機能していなかった。
問題点	<ul style="list-style-type: none"> 部活動において複数の顧問を配置することにより、教職員の負担軽減だけでなく、<u>複数の目による適正な部活動の維持と多様な考え方のもと指導を行うことができるなどのメリットが考えられる。</u> しかしながら、当該教諭は高い評価を受け、かつ結果を出していたこと、また、副顧問は<u>勤務年数の浅い職員であったことから、当該教諭の指導方針などに対して意見を言いにくい状況となっていた。</u> 学校管理職は、職員間においても上下関係が生じることを認識し、複数の目による適正な活動が維持されているかの把握が十分ではなかった。



【再発防止のポイント】
<input type="checkbox"/> 教職員間においても上下関係が生じることを認識した上で、部活動顧問の配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 複数の目による適正な活動の管理機能を持たせる。 <input type="checkbox"/> 教職員のヒアリングや匿名アンケートなどをこまめに行うなどにより状況把握に努める。

リスク事例 ⑧	
事例	部活動の在り方
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動は教職員にお願いしていることから、学校管理職のマネジメントが機能しにくい状況だった。 ・部活動は朝霞市立中学校における部活動の方針（以下、「部活動ガイドライン」という。）（平成31年1月1日施行）に基づき活動しているが、学校主催以外で部活動と同等の活動の基準が明確に規定されていなかった。
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動は教職員にお願いしていること、特に専門性の高い部活であり、結果が伴っていたことから、当該教諭への信頼も高く、<u>学校管理職は活動内容などの報告を受け確認は行っているが、運営手法や指導方法などにマネジメントが機能しにくい状況だった。</u> ・当該教諭の他に2名の副顧問を配置していたが、生徒に寄り添うことに努めながらも、経験の差などにより適正な部活動運営に対して厳しい目を向けることや、当該教諭に対して声をあげることが困難な状況だった。 ・学校主催で行う活動については部活動ガイドラインが遵守されていたが、その他に<u>保護者主催での練習や合宿には、当該教諭も参加しており、実質的に部の活動が実施されていた。</u> <u>その結果、部活動ガイドラインに規定されている活動時間を超える活動が頻繁に行われていた。</u>



【再発防止のポイント】
<input type="checkbox"/> 部活動ガイドラインの見直し、遵守と徹底 ※令和6年1月改正済 <input type="checkbox"/> 学校活動であることを踏まえ、部活動の本来の意義を逸脱しているときに学校管理職のマネジメント機能を強化する。 <input type="checkbox"/> 適正な活動を見守る複数の目の機能を高める。

リスク事例 ⑨	
事例	声にならない声を拾い上げることができる様々な相談体制が十分ではなかった。
内容	性被害など声をあげにくい事案に対して、教育委員会及び学校として相談者の声にならない声を聞き取ることが出来なかった。
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>教員と児童生徒間など権力関係が明らかな場合に、そもそも被害に気づかない、発覚が遅れる、声をあげられない、などの状況への理解を深める必要がある。</u> さらに、児童生徒に対しても、なんとなく距離が近いな、二人になる機会が多いななどの違和感や嫌だなという思いを感じた時などに<u>性暴力から自分自身を守るための教育を強化、</u>そして相談先などの周知を強化する必要がある。 ・ <u>同性間で被害にあう可能性について認識が不十分だった。</u> 性暴力の被害については、<u>被害者自身が声をあげにくい事案であることから、異性・同性に関わらず教職員は児童生徒からの訴えだけでなく、日頃から児童生徒の様子を注意深く見守る中で、わずかな変化や言動などに隠されたサインへの気づきを高めることが重要である。</u> ・ <u>性暴力被害は被害者自身が声をあげにくいことに加えて、普段接している教職員等に相談を行うこと自体をためらう場合があるため、教育委員会以外の場所に相談できる場所を設置する必要がある。</u> ・ <u>教職員と児童生徒がSNS等で個人的につながることによってWEB上での密室状態となり、性暴力等のきっかけとなる危険性がある。教職員は連絡等の便利さを優先することなく、児童生徒の安全性の確保が最優先であることを再認識すること、学校管理職は教職員及び児童生徒に対して、SNS等で個人的につながることの禁止と危険性を周知徹底する必要がある。</u>



【再発防止のポイント】
<input type="checkbox"/> 異性だけでなく同性間における被害の可能性・対応方法への正しい知識を深め、気づく力を高める。 <input type="checkbox"/> SNS等による個人的なやりとりの禁止を周知徹底する。 <input type="checkbox"/> 複数の相談窓口の設置など相談しやすい体制を整備する。

リスク事例 ⑩	
事例	私的空間の存在（長期の配属年数）
内容	当該教諭は、配属年数の経過に伴い職員室ではなく教科準備室で残業を行う時間が増加し、当該教諭の業務が目に見えにくくなっていた。
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の異動は、各学校の教科教員のバランスや受け持ちの学年など様々な観点で決まること、また、一概に長い期間同じ学校に配属されていること自体がすべて問題とは言えない。 <p>当該教諭は、配属当初は職員室で管理職や同僚教職員と協力し<u>あいながら残業</u>を行っており、その頃の周囲の印象も学校運営も部活動もどちらも力をいれていたというものだった。</p> <p>しかしながら、<u>徐々に職員室ではなく、他者の目が行き届きにくい教科準備室で残業を行うようになっていた。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該準備室は他の教職員が使用する機会が限りなく少ない室であり、部活動関連の業務を行っている様子が学校管理職の見回りで確認されていることから、当該教諭自身も学校業務と部活動業務で使用する室を変えていた可能性も否定できない。 <p>しかしながら、<u>職員室以外の室での業務時間の増加に伴い、部活動の比重が高くなり、学校運営の比重が低くなっていた。</u>と感じている職員もいた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ学校に長期間配属されていることにより、<u>他の教職員がやらないこと、もしくはできないことが暗黙の了解となっていた。</u> <p>こうしたことから、特別感を高め、さらに当該教諭の言動について声を上げにくい状況を作り上げていた可能性が高い。</p>



【再発防止のポイント】
<input type="checkbox"/> 特別な行動や目の届かない私的空間の活用を排除する。 <input type="checkbox"/> 教職員間においても声をあげやすい体制を整備する。

リスク事例 ⑪	
事例	教育委員会及び学校などの学校関係者以外との連携について
内容	様々な要素により、教育委員会等学校関係者には声をあげにくい、あげられない場合に、教育委員会等学校関係者以外の相談体制が十分ではなかった。
問題点	<p>・ 前述したリスク事例に共通している「声をあげにくい状況」に対して、<u>教育委員会及び学校以外の相談窓口の周知などが十分ではなかった。</u></p> <p>特に、高い評価と実績があり、周囲からも特別視されている人物に対しての悩みや被害などについては、更に関係者に声をあげにくい可能性が高い。</p> <p>したがって、<u>教育委員会及び学校などの学校関係者以外に相談できる場所を整備すること、その相談先との連携が重要となる。</u></p>



【再発防止のポイント】
<input type="checkbox"/> 相談しやすい体制を整備するため、複数の相談窓口を広く周知する。 <input type="checkbox"/> 教育委員会及び学校以外の相談窓口を設置する。

6-2 不祥事発生リスク要素

6-1では、聴き取り結果からみるリスク事例とその問題点について分析を行いました。

それらの問題点を大きく「特別視」「動機」「機会・環境」の3つに分類し、その上で、再発防止に向けたポイントとその分類を表1のとおり整理しました。

○不祥事発生リスク分類の考え方

「特別視」・・・高い評価やカリスマといった特別視される人物に対し
間違っただけをすることはできない、正しいはずだ、という
バイアスが働くことによるチェック機能の低下 など

「動機」・・・内的・外的要素（興味、性格、ストレスなど）
ストレスによる自制心や判断力の低下 など

「機会・環境」・・・複数の目が行き届かない状況
実行可能、隠蔽可能と認識してしまう機会・環境
要望や言動が認められやすい環境 など

表1 リスク事例に対する問題点と再発防止の分類

リスク分類	問題点	再発防止に向けたポイント	再発防止の分類
特別視	高い評価	<ul style="list-style-type: none"> ・バイアスの排除 ・適切な評価（結果だけを評価しない） ・部活動本来の意義の正しい理解と徹底 	研修強化(7-1) 相談体制(7-2) 外部連携(7-2) 管理体制(7-3)
	カリスマ化	<ul style="list-style-type: none"> ・特別視の危険性を認識する ・特別視されている存在の言動に対して、学校等以外の相談体制の活用や整備 	
動機	過度なプレッシャー	<ul style="list-style-type: none"> ・過度なストレスによるリスクについての知識と周囲からでも相談できる体制 ・部活動本来の意義の正しい理解と徹底 	研修強化(7-1) 相談体制(7-2) 外部連携(7-2)
機会・環境	厳しい指導	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動本来の意義の正しい理解と徹底 ・行き過ぎた指導になる前に早期の対策 	研修強化(7-1) 管理機能(7-1) 相談体制(7-2) 外部連携(7-2) チェック機能(7-3) 法等検証(7-3)
	行き過ぎた指導への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動本来の意義の正しい理解と徹底 ・組織内の監理・チェック機能を高める ・学校等以外の相談体制の活用や整備 	
	退部者の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・退部者の増加など変化を見逃さない ・生徒の声を拾い上げる体制整備 	
	職員間の上下関係	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員間にも上下関係の存在を認識する ・適正な活動を見守る複数の目 ・ヒアリングやアンケートなどによる状況把握 	
	部活動の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動本来の意義の正しい理解と徹底 ・部活動ガイドラインの検証・遵守と徹底 (※令和6年1月改正済) ・適正な活動を見守る複数の目 	
	声をあげる仕組みの不足	<ul style="list-style-type: none"> ・同性被害の可能性の認識と気づく力を高める ・SNS等による個人的なやりとりの禁止 ・学校等以外の相談体制の活用や整備 	
私的空間	<ul style="list-style-type: none"> ・目の行き届かない活動の規制・対策 ・意見が言える風通しのよい職場環境 		
その他	学校等以外との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の窓口を広く周知 ・学校等以外の相談体制の活用推進 	相談体制(7-2) 外部連携(7-2)

7 再発防止策

7-1 研修等の強化、徹底

教職員は、「その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」ことが法に定められており、初任者研修や様々なキャリア段階における年次研修が、各所属や総合教育センター等で、定期的、継続的に実施されています。

また、当該事件後、教育委員会、教職員が一丸となって児童生徒の安心安全な学校活動の場を再構築することを目的に、本報告書「4-4 当該教諭逮捕後の教職員への研修等」を実施しているところです。

今後におきましても、教職員一人一人が自己及び周囲の職員が起こし得る不祥事を自分事として捉え、法令等のルールや自らの倫理観に基づき判断し適切に行動できるようにすることを目的として、ポイントを明確に示した研修を継続的に実施してまいります。

7-1-1 教職員への研修

□不祥事根絶へ向けた校内研修の充実

- ・教職員個々の使命や誇りを確認するとともに、倫理観を醸成する研修の実施
- ・教職経験や在職年数の差等、校内にある見えない上下関係にも注視
- ・学年主任や教科担任、部活動顧問、保健室、相談室等との確実な連携の推進
- ・各キャリア段階の特性を踏まえた不祥事防止研修の実施
- ・相談制度、窓口の周知や迅速かつ的確な対応に向けた研修の実施
- ・密室、二人きりとなる場所での指導の禁止の徹底

□性暴力、性被害等撲滅に特化した研修の実施

- ・SNS等による児童生徒等との私的なやりとりの禁止を徹底
(SNSこそ、密室、二人きりとなる可能性を大きくはらんでいる)
- ・私物のスマートフォン等の教室への持ち込み禁止の徹底
- ・定期的なセルフチェックの実施による自己の指導の見直し
- ・「まさか」ではなく、「もしかして」の視点を忘れない。特に、性暴力については異性間だけでなく、同性間の被害の可能性も常に意識

□校内倫理確立委員会の構成メンバーの再検討

- ・男女だけでなく年齢層も考慮した構成とすることにより、役職、経験の長短、在校年数や部活動での対外的な結果等により生じるバイアスの軽減、排除

□研修の実施の際に、外部機関や教育委員会等の活用

- ・警察署、人権担当部署、県教育委員会等、異なる視点からの研修を実施する。

□当事者意識を高める

- ・誰にでも不祥事が起こりえるという認識を高め、自分事として研修に臨む。
- ・教職員は、児童生徒との関係において「権力性」を有していることを自覚する。
これは、特定の教職員だけが有する力ではなく、すべての教職員が制度的に権力性を有することを自覚し、児童生徒に接する。
- ・「もしかして」と感じた場合に、迅速な行動、対応を行う。

□役割に応じた研修

- ・教育委員会、学校管理職、学校教職員など、それぞれの責任と役割に応じた適切な研修を適切なタイミングで受講する。
- ・例えば、学校管理職はその責任を自覚し、自身は当然の事、部下である教職員等を加害者・傍観者にしないよう、知識や見識を深め、適切な管理監督指導を行うなど、それぞれの役割の再認識と必要な知識の向上と対応力を高める。

□正しい知識の習得

- ・児童生徒を守る法律や相談体制、通報制度等の正しい知識を習得する。
- ・全国で起きている不祥事事例とその原因・対応策を知り、様々な場面で迅速かつ的確な対応が出来る知識を取得する。
- ・教育的指導と不適切な行為の境界線は必ずしも明確ではないことから、正しい知識を習得し、今一度自分自身及び周囲の言動を振り返る。

□研修効果を高める

- ・当事者意識を高めた研修であっても、研修から時間が経過すると効果が薄れる可能性があります。研修効果を持続させるために、くりかえし実施する。

□気づきを高める行動

- ・学校管理職は部活動の場に足を運び、運営状況を確認する。
- ・学校管理職や教職員間において日頃からコミュニケーションを図ることや適切な声掛け等により、様々な意見が言いやすい環境づくりに努める。

□情報の共有

- ・学校管理職は学級担任や保健室、相談室等と確実に連携する。
- ・相談内容によっては学校管理職や同僚教職員などと情報共有し、対応にあたっては複数の視点を機能させる。

7-1-2 児童生徒への教育

□生命（いのち）の安全教育の推進

- ・性暴力等の根絶に向けて、子どもたちが性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、発達段階に応じた「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施する。

□SNS等による教職員等の私的なやりとりの禁止の周知

- ・児童生徒等に対するわいせつ行為のきっかけとなり得るSNS等のやりとりの禁止について、周知徹底を図る。
- ・性暴力被害から自分をまもることを目的として、例えば、「個人的な連絡がある」「少し距離が近い」などの違和感や、嫌な気持ちを感じた場合に、起こっていることが危険性につながる可能性や、そうした場合に相談できる人や場所をたくさん知ることなど、児童生徒の安全を守るための教育をこれまで以上に進める。

□相談窓口の定期的な周知

- ・性暴力被害から自分をまもることを目的とし、相談できる人や複数の窓口について定期的に周知する。

7-1-3 保護者への情報共有等

□情報の共有

- ・学校だよりなどを通じて、児童生徒に実施した研修内容等を周知する。
- ・児童生徒の小さな変化を感じた時などに相談できる場所を周知する。

□保護者との連携・協働

- ・保護者による生徒の見守りを目的として、部活動を自由に参観できる機会を設定する、また、参観の機会を周知して参観しやすい環境を構築する。
- ・学校管理職から、改めて部活動ガイドラインに基づき部活動の本来の意義や適正な活動内容などを周知し、そこから逸脱している場合には、遠慮なく声をあげていただけるようお伝えする。

7-2 相談体制の再整備、外部連携

不祥事を未然に防止するためには、教職員等が日頃から児童生徒を注意深く見守り、わずかな変化を見逃さないことや、児童生徒自身が不安、違和感や嫌だなという思いなどを感じた時に相談できる人や相談場所を知ることが重要と考えております。

教職員等は日頃から、児童生徒は一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの個性を尊重して寄り添い信頼してもらう中で、児童生徒が心の声を打ち明けられるような関係を築くことを大事にしております。

しかしながら、相談の内容によっては、普段から接している教職員や学校関係者には言えない、言いにくい、知られたくないなど様々な理由から声をあげられない可能性があること、加えて、教職員と児童生徒の間には指導するものとされるもの、あるいは評価する者とされる者という権力性が存在し、学校関係者に声をあげにくいことが考えられることから、教育委員会及び学校以外にも相談できる場所の必要性を認識しております。

今後、教育委員会及び学校以外の窓口が設置された場合には、連携を図ってまいりたいと考えております。

7-2-1 教育委員会、学校管理職、教職員

□誰もが意見や思いを表すことのできる環境の整備

- ・定期的なアンケートの他に、匿名のアンケートなどを実施する。
- ・児童生徒のサインや小さな変化を見逃さない、気づく力を高める。
- ・相談できる人、相談できる場所はひとつではなく複数用意する。
- ・教職員同士であっても、わずかな違和感、疑問点や考え方の違いなどについて大きな声をあげることが困難な場合が考えられるため、教職員からの声を聴きとる体制を構築する。なお、声をあげたことで不利になることや職場に居づらくなならないような配慮を行う。
- ・日頃から管理職や教職員間のコミュニケーションを図り、気軽に相談できる風通しのよい職場環境づくりを推進する。
- ・相談すべきかどうか判断に迷うような場面では、声をあげることが重要と認識し、どのような事案の時にどこに相談したらよいかを確実に把握する。

□連携（※個人情報等に配慮）

- ・学年主任や教科担任、部活動顧問、保健室、相談室等との連携を図る。
- ・相談事案に応じて警察や関係機関との連携を図る。
- ・教育委員会及び学校以外の相談窓口が設置された場合は、連携を図る。

7-2-2 児童生徒

□誰もが意見や思いを表すことのできる環境の整備

- ・定期的なアンケートを実施する。
特に、中学校においては、部活動での指導に対するアンケートなども含めて実施する。

□相談体制の周知

- ・様々な相談窓口があること、どんなことでも相談できることなどを児童生徒に知ってもらい、定期的に繰り返し周知する。
- ・相談したい内容が、学校教諭だった場合に、学校関係者には相談しにくいことがあるため、教育委員会及び学校などの学校関係者以外の場所に相談窓口が設置された際は、連携を図るとともに、相談窓口について周知する。

7-2-3 保護者

□誰もが意見や思いを表すことのできる環境の整備

- ・児童生徒への周知と併せ、保護者の方へも学校だよりやメール、ホームページ等を通じ、相談できる複数の窓口を周知する。
- ・保護者が授業や部活動を自由に参観できる機会を設定し周知する。
- ・学校管理職より、改めて部活動の本来の意義等を周知する。

7-3 その他

□相談事案に関する教育委員会全体と学校との連携体制の整備（案）

教育委員会及び学校では、様々な相談事案に対しては相談が寄せられた相談先（教育管理課、教育指導課、各学校、担任教諭等）が、児童生徒に寄り添いながら対応しているところです。

その上で、対応が困難である場合や判断に迷う場合などは、担任教諭から学校管理職へ、学校から教育管理課や教育指導課に情報があげられる場合や、事案によっては教育委員会として対応を行っています。

今回、内部検証を行う中で、相談事案とその対応の事例を知ること、また、新たな視点を取り入れることなどの重要性を認識しました。

これを受け、それぞれにおいて対応している相談事案とその対応について教育総務課を含む教育委員会全体及び学校で共有と振り返りを行うこと、加えて、相談事案のうち改めて検証が必要と考えられる事案については、対応した課以外の新たな視点を取り入れることや、事案によっては専門家のご意見を伺うなど、振り返り等を行う場を早期に整備してまいりたいと考えています。

- 目 的
- ・相談事案と対応事例の共有や振り返りにより再発防止につなげる。
 - ・対応を行った課（もしくは行っている課）以外や教職員以外（教育総務課）の新たな視点を取り入れる。
 - ・相談事案によっては対応段階で、専門家などの意見を伺うことで、より高い知識に基づいた対応が可能となる。

組 織 学校教育部長、教育総務課長、教育管理課長、教育指導課長、学校長、その他必要に応じて専門家などの意見を求める。

開 催 原則、年2回
その他、対応に迷う場合など必要に応じて随時開催

□部活動ガイドラインの改正概要

- ・改正内容等は本報告書「4-5 その他」に記載
- ・部活動ガイドラインに則った部活動運営の遵守
- ・学校管理職による活動状況の定期的な確認
- ・「もしかして」と感じた場合に、迅速な行動、対応ができる知識の習得

□性暴力等を生まない環境づくり

・特別教室や教科準備室、空き教室等の管理

性暴力等の未然防止のため、空き教室の適切な管理等、死角を取り除く上で、窓等に目隠しとなるような掲示物を貼らないこととする等、ハード面での改善を図る。

特に特別教室、教科準備室、体育館、倉庫や職員室から比較的離れている部屋等は、死角となりやすく、性暴力等が発生しやすくなることから、適切な管理を実施する。

・全ての教室等の定期的な点検実施

特別教室や教科準備室、部室等、比較的特定の教職員や児童生徒だけが使用する部屋、施設等について、私的空間化することのないよう、月一回の安全点検等で管理職や火元責任者以外の職員等、複数の教職員で点検を行う。

・教室と廊下の窓が曇りガラスの場合は、原則透明ガラスに変更する。

原則、教室と廊下の窓は透明ガラスに変更する。

・普通教室や教科準備室などの私的利用の禁止。

・日々の校内巡視の強化

日々の校内巡視により、「いつもと違う」「何かおかしい」といった違和感の早期発見につなげる。

□密室での「1対1」の指導禁止

・教職員による不祥事の多くが、校内での「1対1での指導」や「SNS内での1対1のやり取り」に端を発することが非常に多い。SNS内を含め、教職員と児童生徒、2人きりでの指導については改めて禁止する。

・個別での対応が必要な場合は、複数人で対応するなど、1対1での密室状態を回避する。

・やむを得ず個別対応が必要となる場合は、事前に管理職に、対象児童生徒等・理由・場所及び時間を伝え、管理職の把握のもとで対応します。

□SNS等の利用禁止について

・電話・電子メールや無料通信アプリ等による児童生徒等との私的なやりとりを禁止する。

・児童生徒へ連絡する必要があるときは、原則として学校の電話を使用する。

・職務遂行上の必要がある場合を除き、児童生徒の携帯電話番号やメールアドレスを取得しない。

・やむを得ず、児童生徒の携帯電話番号やメールアドレスを取得する場合には、事前に管理職の許可を得る。

・私物のスマートフォン等の教室への持ち込みを禁止する。

8 添付資料、参考文献等

(添付資料)

- ・「朝霞市立中学校における部活動方針の一部を改正しました」
- ・「ひとりで悩まず相談してください」
- ・事故・不祥事等防止のためのチェックリスト（埼玉県）

(参考文献等)

- ・教員職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和4年4月施行)
- ・生徒指導提要（令和4年12月改訂）文部科学省
- ・埼玉県 不祥事根絶アクションプログラム
- ・埼玉県 懲戒処分基準
- ・朝霞市立中学校における部活動の方針（令和6年1月改正）